

第3章 北海道における「農地受け皿法人」の実態とその動向

社団法人北海道地域農業研究所 井上 誠司

1. 「農地受け皿法人」の動向

(1) 北海道における組織化・法人化の動向

北海道は、藩政期におけるむらの歴史を有していない。また、北海道における農業の担い手は、元来、家族経営をメインとしている。それゆえに、北海道は農家・農業者の個別志向が強い地域であるといわれている。

このことは、第1表に示した水田・畑作経営所得安定対策の加入申請者数の動向からも把握できる。対策の実施開始年が2007年なので同年と2008年の実績しか記載することができないが、その2カ年の動向をみると、北海道の認定農業者は依然として個別経営が多数を占めていることがわかる。2008年における認定農業者合計に占める「個人」の割合は、都府県が85.9%であるのに対し、北海道はそれよりも9.5ポイント多い95.4%となっている。

一方、組織の動向をみると、都府県の「法人」が5.0%であるのに対し、北海道のそれは4.5%、都府県の「集落営農」が9.1%であるのに対し、北海道のそれはわずか0.2%となっている。前述した藩政期におけるむらの歴史を有していないこと、さらには農業者の土地に対する家産意識が低いことなどが相俟って北海道における「集落営農」のシェアは0.2%と低くなっているのではないかと考えられる。その数は非常に少なく、「個人」の加入要件が緩和された2008年には前年の48経営体から36経営体へと12経営体減少してしまった。北海道における担い手はあくまで「個人」であり、「法人」ましてや「集落営農」はメインの担い手にはなっていないことをこれらの動向は示しているといえる。

第1表 経営形態別 水田・畑作経営所得安定対策加入申請者

		認定農業者計		個人			法人			集落営農		
		2007年	2008年	2007年	2008年	08年%	2007年	2008年	08年%	2007年	2008年	08年%
全 国		72,431	84,274	63,415	74,540	88.4	3,630	4,079	4.8	5,386	5,655	6.7
北海道		22,301	22,639	21,319	21,587	95.4	934	1,016	4.5	48	36	0.2
都府県		50,130	61,635	42,096	52,953	85.9	2,696	3,063	5.0	5,338	5,619	9.1
法人 割合 15% 以上	広島	269	326	160	196	60.1	102	123	37.7	7	7	2.1
	島根	419	550	258	359	65.3	101	113	20.5	60	78	14.2
	鳥取	178	223	106	139	62.3	38	44	19.7	34	40	17.9
	富山	1,284	1,431	750	841	58.8	217	241	16.8	317	349	24.4
	岐阜	426	497	251	303	61.0	71	83	16.7	104	111	22.3
	徳島	28	42	22	35	83.3	6	7	16.7	0	0	0.0
	福井	846	952	499	567	59.6	127	143	15.0	220	242	25.4
集落 営農 割合 20% 以上	佐賀	1,096	1,113	579	589	52.9	44	44	4.0	473	480	43.1
	奈良	15	21	7	12	57.1	2	2	9.5	6	7	33.3
	兵庫	514	677	282	427	63.1	28	34	5.0	204	216	31.9
	滋賀	1,444	1,555	964	1,050	67.5	78	99	6.4	402	406	26.1
	福井	846	952	499	567	59.6	127	143	15.0	220	242	25.4
	富山	1,284	1,431	750	841	58.8	217	241	16.8	317	349	24.4
	長崎	197	252	136	184	73.0	7	9	3.6	54	59	23.4
福岡	1,533	1,669	1,066	1,198	71.8	82	90	5.4	385	381	22.8	
岐阜	426	497	251	303	61.0	71	83	16.7	104	111	22.3	

注1：農林水産省「平成20年度水田・畑作経営所得安定対策加入申請状況」を参考にして作成。

ただし、すべての都府県で「法人」や「集落営農」のシェアが大きいというわけではない。前述したように、都府県の「法人」のシェアは 2008 年現在 5.0 %であり、決して大きいものとはいえない。しかし、中には法人の設立を推進し、その成果を上げている都府県も存在する。

第 1 表に示した「法人割合 15 %以上」となる県がそれであり、具体的には 37.7 %の広島を筆頭に、島根、鳥取、富山、岐阜、徳島、福井などがそれに該当する。そもそも認定農業者数が 42 と少ない徳島も、県が「農業法人総合支援事業」を設定するなど、他の 6 県同様、関係機関が経営の法人化を進めていることに変わりはない。いずれにせよ、これらの県の「法人」のシェアが大きくなっているのは、農業・農村の危機的状況を深刻に受け止め、熱心に「法人」の設立を推進してきた農業関係者が多数存在するからではないかと考えられる。

「集落営農」も同様である。第 1 表の下段に示した、佐賀、奈良、兵庫、滋賀、福井、富山、長崎、福岡、岐阜といった「集落営農割合 20 %以上」となる県のそのシェアは、佐賀の 43.1 %を筆頭にいずれも都府県平均の 9.1 %を大幅に上回っている。おそらくこれらの県の農業関係者も、その多くが農業・農村の危機的状況を深刻に受け止め、「集落営農」の設立に尽力してきたのではないかと考えられる。徳島同様、奈良も認定農業者数が 21 と極端に少なくなっているが、担い手育成総合支援協議会などが中心になって「集落営農」の設立を推進してきたことに変わりはない。

こうした実態をみると、「法人」や「集落営農」といった組織がメインの担い手となるかどうかは、関係機関がこれらの設立を強力に推進しているのか、かつまたそれが効果を発揮するものとなっているのかという点に懸かっているということが出来る。では、北海道がその設立を後押ししてこなかったのかというと、決してそうではない。たとえば、道は 1997 年に「農業生産法人育成指針」を策定し、その中で地域連携型法人の設立を推進していくことを明記している。「地域の農業者や関係者の連携の下で、農作業の受託や農地の受け手、離農者の雇用の場を提供など、既設法人にはない公益的な機能を有し、地域の中核的な役割を担う」農業生産法人と定義づけられたこの法人は、これまでに 18 組織が道内各地に設立された。また、2002 年には「農業生産法人育成総合支援事業」を設定し、引き続き地域連携型法人を含む農業生産法人の設立を推進していくことになった。

これらの成果は少なからず上がっているとみて良い。それは第 1 表からも読み取ることができる。表示した「法人」の経営体数をみると、全国および都府県同様、北海道においてもその数は 2007 年の 934 経営体から 2008 年の 1,016 経営体へと増加していることがわかる。また、この中には本稿で取り上げる「農地受け皿法人」も含まれているが、「法人」全体の動向同様、「農地受け皿法人」も増加傾向にある。以下では、その「農地受け皿法人」の概況について明らかにしていきたい。

(2) 「農地受け皿法人」の設立動向

前述したように、元来、北海道は農家・農業者の個別志向が強い地域であるといえる。

しかし、農業情勢が厳しさを増した 90 年代前半以降、コントラクターに代表される経営をサポートする事業体、あるいは複数戸からなる農業生産法人に代表される個別経営の枠組みを超えた経営体などが増加傾向にある。本稿では、こうした事業体や経営体を多様な主体と呼ぶことにしたい。

さて、こうした多様な主体の 2008 年 1 月末現在における組織数を示したのが第 2 表である⁽¹⁾。表にみるように、最も組織数が多いのは一般にコントラクターと呼ばれる「労働力支援に関わる主体」で、その数は 518 組織とずば抜けて多くなっている。2 位は農業後継者および新規参入者の就農を支援する「新規就農・参入支援に関わる主体」の 210 組織、3 位は離農危機にある農家を救済し、農家・農業者の維持ひいては集落機能の維持に寄与する「離農防止・集落機能維持に関わる主体」の 203 組織、4 位は耕作放棄の可能性のある農地を購入または借入し、その有効活用を図る「農地受け皿法人」の 183 組織となる。2 位から 4 位までの 3 主体の組織数はそれぞれ 200 前後で、ほぼ同数となっている。「農地流動化支援に関わる主体」と「その他農地保全・管理に関わる主体」はこれらよりも少なく、いずれもその数は 50 組織以下となる。

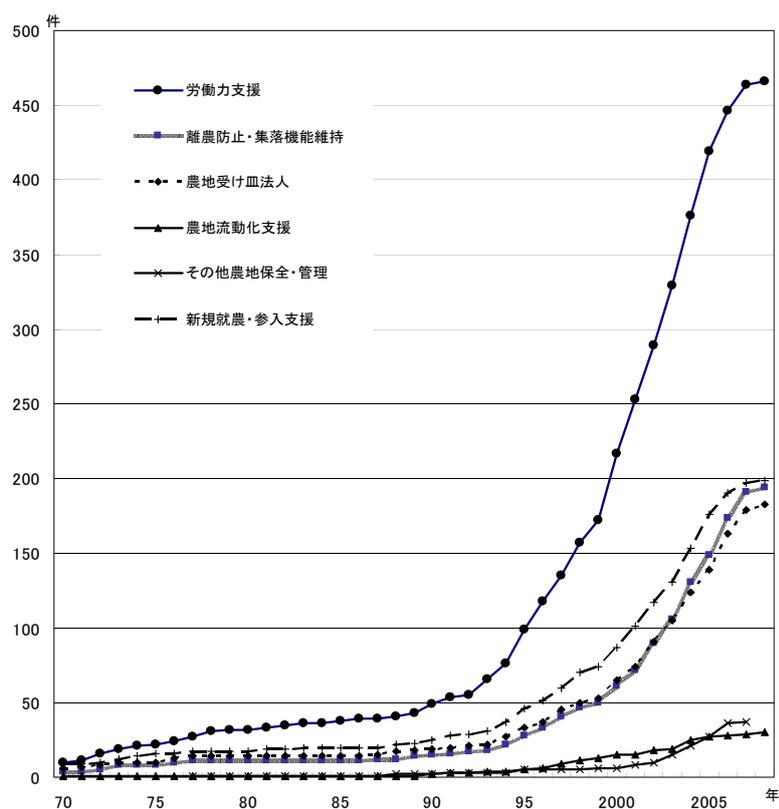
第 2 表 多様な主体の設置状況（2008年 1 月末現在）

	組織数	設置・開始年次がわかるもの	事業・機能の内容・具体的な取り組み
労働力支援	518	466	コントラクター等、労働力支援・提供に関わる組織・取り組み(共同利用・所有を除く)。
離農防止・集落機能維持	203	194	離農危機にある農家を救済し、農家・農業者の維持、ひいては集落機能の維持に寄与している組織・取り組み。
農地受け皿法人	183	183	耕作放棄の可能性のある農地を購入または借入し、それを有効に活用している農業生産法人。上記「離農防止・集落機能維持」の一部を含む。
農地流動化支援	30	30	市町村農業公社、農協農地保有合理化法人、農地の暖簾分けを行う農業生産法人。
その他農地保全・管理	44	37	特定法人、特区制度を活用して農地の保全・管理を果たす取り組み、その他、耕作放棄地の発生防止に寄与している組織・取り組み。
新規就農・参入支援	210	199	農業後継者の就農、新規参入者の就農を支援する組織・取り組み(一部、実績のないものを除く)。

注1) 各地区でのヒアリング結果を参考にして作成。

2) 複数の機能を有する主体は、2類型以上にまたがってカウントされている。

次に、これら多様な主体の設置動向をみていこう。第 1 図にその動向を示しているが、これをみると、まず第一に「労働力支援に関わる主体」が 1990 年以降先行して急増していることが読み取れる。続いて、「新規就農・参入支援に関わる主体」が 90 年代前半に、やや遅れて「農地受け皿法人」と「離農防止・集落機能維持に関わる主体」が 1995 年前後を境にそれぞれ増加している。さらに遅れて、「農地流動化支援に関わる主体」と「その他農地保全・管理に係る主体」が、農地制度の改正があった 2000 年以降、徐々に増加していく。



第1図 多様な主体の設置動向

注. 各地区でのヒアリング結果を参考にして作成.

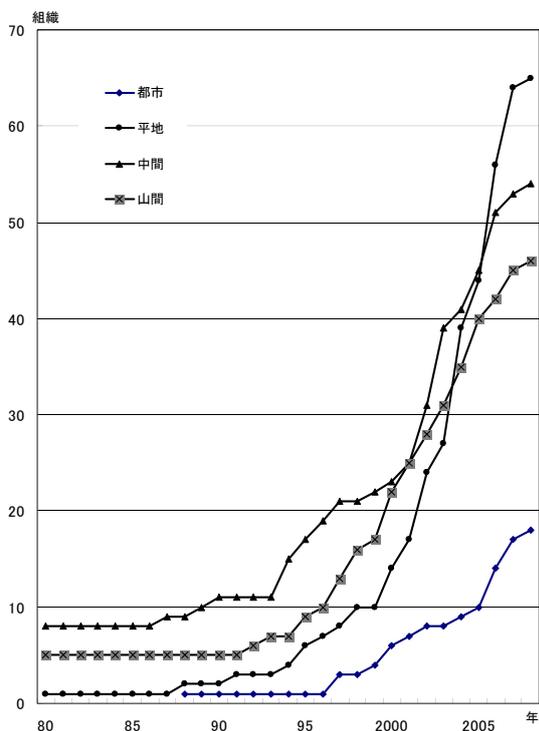
以上、総じて言うと、多様な主体は、90年前後に「労働力支援」→90年代前半に「新規就農・参入支援」→90年代中盤に「農地利用促進」と「農家・集落機能維持」→2000年に「農地流動化支援」と「農地保全・管理」といった順に新たなムーブメントを生み出していることがわかる。もちろん、農地制度の改正の影響も無視できないが、大まかに言えば、農業情勢が厳しくなるにつれて、労働力支援→担い手の創出→農地の利用→農家・集落の維持→農地の保全・管理などといった様々な課題に直面し、そのたびに新たなムーブメントを起こさざるを得なかったのが多様な主体の実態であるといえる。しかも、その課題は、概ね順を追って困難なものになってきている。

さて、以下では「農地受け皿法人」に焦点を当てることにしたい。まずはじめに、農業地域類型区分別の動向をみていこう。それを図示したのが第2図である。前述したように「農地受け皿法人」は1995年前後を境に急増するが、その動向は地域類型別にみても変わらない。第2図にみるように、「中間」が1994年、「平地」と「山間」が1995年、組織数は少ないが「都市」も1996年を境にそれぞれ右肩上がりに増加している。また、当時、最も組織数が多かったのは「中間」で、すでにその数は1989年に10組織を超え、1997年には20組織を超えて21組織となっていた。次いで多かったのは「山間」で、これも1996年には10組織を超えていた。そして、その後、暫くは「中間」と「山間」がリードする

形で全体の組織数が増加するのである。つまり、「農地受け皿法人」は、まずはじめに「中間」や「山間」といった条件不利地域を多く含む地域で注目され、実際そのような地域で設置が先行したということである。

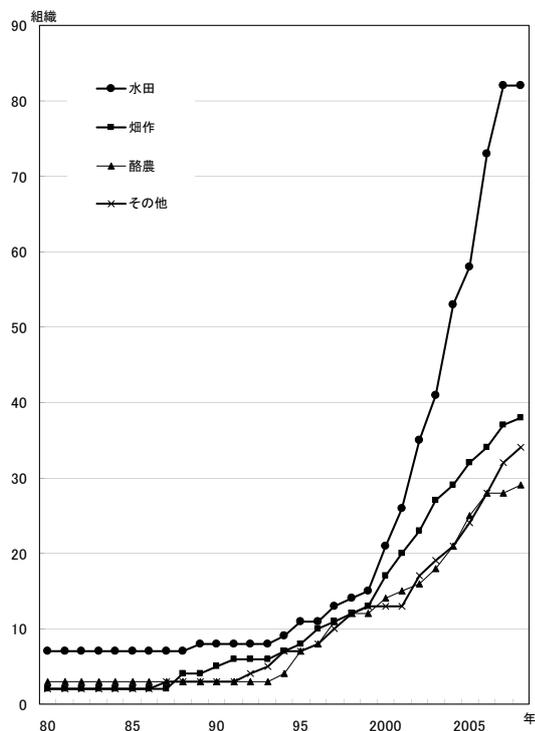
この動向に変化が生じたのは 2000 年である。図にみるように、この頃から「平地」の組織数が急増するのである。そして、その数は 2004 年に「山間」を抜き 39 組織、2006 年に「中間」を抜き 56 組織となりトップとなった。その後も 2 位以下を突き放して急増し、2008 年 1 月現在、「中間」の 54 組織、「山間」の 46 組織を大きく上回る 65 組織となっている。

次に、地帯別の動向をみていこう。具体的には、「水田地帯」（＝水田率 60 %以上旧市町村）、「畑作地帯」（＝畑地率 60 %以上旧市町村）、「酪農地帯」（＝乳牛飼養率 60 %以上旧市町村）、「その他」（＝3 地帯いずれにも該当しない旧市町村）といった 4 つの類型の動向をみていくことになる。これらの実態を図示したのが第 3 図である。この図をみると、「農地受け皿法人」全体の動向同様、1995 年を境にすべての地帯が右肩上がりに増加していることがわかる。「水田地帯」が若干リードしていたものの、いずれの地帯も 1999 年までの 5 年間に 15 組織前後まで組織数を増やしており、同じような軌跡を描いて増加している。



第 2 図 「農地受け皿法人」の設置動向 (農業地域類型別)

注. 第 1 図と同じ.



第 3 図 「農地受け皿法人」の設置動向 (地帯別)

注. 第 1 図と同じ.

こうした状況に変化が生じたのは、農業地域類型別の動向と同様 2000 年である。図にみるように、以後「水田地帯」の組織数のみが突出して増加する。他の 3 地帯の組織数も増加傾向にないわけではない。しかし、米価の暴落に直面した「水田地帯」は、他の 3 地帯と比較すると、農業者の高齢化、離農の増加、農地の受け手となる担い手の減少が著しく進行したため、「農地受け皿法人」に活路を開いたケースが他の地帯よりも多く出現したのである。後述するように、支庁別にみると空知と上川の組織数が多数を占めるのであるが、これが「水田地帯」で「農地受け皿法人」の設立が相次いだことの裏付けとなっている。いずれにせよ「水田地帯」の組織数は、その後、他の 3 地帯の組織数を大きく引き離して増加し、2008 年現在 82 組織となっている。他の地帯の組織数も、「畑作地帯」38 組織、「その他」34 組織、「酪農地帯」29 組織と増加しているのであるが、「水田地帯」の半数にも及ばないのが実態である。

ところで、「平地」の組織数も、「水田地帯」同様、2000 年以降に急増したことを先に述べた。つまり、「平地」と「水田地帯」は軌を一にして組織数を増加させてきたのであるが、これは両者に属する地域が概ね重複しているために生じたものとみることができる。換言すれば、情勢の厳しい「水田地帯」の組織数が増加したために、「水田地帯」を多く含む「平地」の組織数も増加したということである。

(3) 「農地受け皿法人」の構成員

続いて、「農地受け皿法人」の構成員についてみていこう。1 組織当たり平均構成員数と構成員規模別組織数を表示しているが、これらを農業地域類型別に示したのが第 3 表、農業地帯別に示したのが第 4 表、支庁別に示したのが第 5 表となる。

まず、全体の動向からみていこう。各表の「合計」欄に示しているが、1 組織当たり構成員数は 5.9 人となる。夫婦そろって構成員となるケース、あるいは農業者以外が構成員となるケースもあるので一概にはいえないが、およそ 6 戸の農家が結集して設立したケースがその平均像となる。モードは 37 組織が該当する「4 人」、最多は 2 組織が該当する 23 人で、これら 2 組織は、「平地」、「水田地帯」、上川管内に属する点で共通している。

次に、農業地域類型別の動向をみていこう。第 3 表にみるように、1 組織当たり構成員数は、「平地」の 6.5 人、「都市」の 6.3 人、「中間」の 5.4 人、「山間」の 5.2 人の順に多くなっている。モードは「都市」が「6 人」、「平地」と「中間」が「4 人」、「山間」が「3 人」となる。「都市」の 1 組織当たり構成員数が多くなっているが、これは組織数が少ないにもかかわらず、構成員 22 人という法人が 1 組織あるために生じたものである。また、「都市」はモードも上層に位置しているが、この要因は不明である。

続いて、農業地帯別の動向をみていこう。第 4 表にみるように、1 組織当たり構成員数は、「畑作地帯」の 6.2 人、「酪農地帯」の 6.1 人、「その他」の 6.0 人、「水田地帯」の 5.7 人の順に多くなっている。「水田地帯」のみ平均を下回っているが、他方で「水田地帯」はモードが「4 人」となり、その数は「畑作地帯」や「その他」の「3 人」を上回っている。「水田地帯」は「3 人」ないし「4 人」といった少数の構成員で結成された法人が多

第3表 構成員規模別・農業地域類型別「農地受け皿法人」数
(2008年1月末現在)

単位：上段・組織、下段%

	合計	人数不明	1組織 当たり 構成員 数(人)	2人 以下	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~ 12人	13~ 14人	15人 以上
合計	183	11	5.9	11 6.4	32 18.6	37 21.5	22 12.8	18 10.5	16 9.3	10 5.8	6 3.5	2 1.2	9 5.2	3 1.7	6 3.5
都市	18	3	6.3	1 6.7	2 13.3	2 13.3	2 13.3	4 26.7	2 13.3	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7
平地	65	6	6.5	3 5.1	10 16.9	15 25.4	5 8.5	8 13.6	5 8.5	1 1.7	1 1.7	1 1.7	5 8.5	2 3.4	3 5.1
中間	54	2	5.4	2 3.8	10 19.2	11 21.2	8 15.4	4 7.7	4 7.7	4 7.7	4 7.7	1 1.9	2 3.8	1 1.9	1 1.9
山間	46	0	5.2	5 10.9	10 21.7	9 19.6	7 15.2	2 4.3	5 10.9	4 8.7	1 2.2	0 0.0	2 4.3	0 0.0	2 4.3

注1)各地区でのヒアリング結果を参考にして作成。
2)「平均人数」は「人数不明」を除いて算出した。
3)割合は「合計」から「人数不明」を引いた数に対するものである。

第4表 構成員規模別・地帯別「農地受け皿法人」数 (2008年1月末現在)

単位：上段・組織、下段%

	合計	人数不明	1組織 当たり 構成員 数(人)	2人 以下	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~ 12人	13~ 14人	15人 以上
合計	183	11	5.9	11 6.4	32 18.6	37 21.5	22 12.8	18 10.5	16 9.3	10 5.8	6 3.5	2 1.2	9 5.2	3 1.7	6 3.5
水田	82	3	5.7	7 8.9	11 13.9	22 27.8	10 12.7	12 15.2	5 6.3	2 2.5	1 1.3	0 0.0	5 6.3	1 1.3	3 3.8
畑作	38	5	6.2	2 6.1	9 27.3	6 18.2	2 6.1	1 3.0	4 12.1	2 6.1	1 3.0	1 3.0	3 9.1	1 3.0	1 3.0
酪農	29	1	6.1	2 7.1	5 17.9	3 10.7	5 17.9	4 14.3	2 7.1	2 7.1	3 10.7	0 0.0	1 3.6	0 0.0	1 3.6
その他	34	2	6.0	0 0.0	7 21.9	6 18.8	5 15.6	1 3.1	5 15.6	4 12.5	1 3.1	1 3.1	0 0.0	1 3.1	1 3.1
稲 作付あり	78	2	5.7	6 7.9	13 17.1	17 22.4	9 11.8	11 14.5	8 10.5	3 3.9	2 2.6	0 0.0	4 5.3	1 1.3	2 2.6
乳牛 飼養あり	48	4	6.7	2 4.5	7 15.9	6 13.6	7 15.9	5 11.4	3 6.8	4 9.1	3 6.8	1 2.3	3 6.8	0 0.0	3 6.8
肉牛 飼養あり	5	0	4.2	0 0.0	2 40.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注)第3表と同じ。

第5表 構成員規模別・支庁別「農地受け皿法人」数 (2008年1月末現在)

単位：上段・組織、下段%

	合計	人数不明	1組織 当たり 構成員 数(人)	2人 以下	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11~ 12人	13~ 14人	15人 以上
合計	183	11	5.9	11 6.4	32 18.6	37 21.5	22 12.8	18 10.5	16 9.3	10 5.8	6 3.5	2 1.2	9 5.2	3 1.7	6 3.5
石狩	9	2	7.4	0 0.0	1 14.3	2 28.6	0 0.0	2 28.6	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3
渡島	2	0	2.5	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
檜山	5	0	6.6	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
後志	1	0	8.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
空知	48	0	5.8	6 12.5	6 12.5	12 25.0	6 12.5	5 10.4	3 6.3	2 4.2	1 2.1	0 0.0	4 8.3	1 2.1	2 4.2
上川	39	3	6.2	2 5.6	6 16.7	9 25.0	3 8.3	6 16.7	3 8.3	2 5.6	1 2.8	0 0.0	2 5.6	0 0.0	2 5.6
留萌	9	0	5.1	0 0.0	2 22.2	2 22.2	2 22.2	0 0.0	2 22.2	1 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宗谷	6	0	10.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	1 16.7	3 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7
網走	24	1	5.4	2 8.7	7 30.4	3 13.0	4 17.4	1 4.3	2 8.7	1 4.3	0 0.0	0 0.0	1 4.3	1 8.7	0 0.0
胆振	4	1	3.7	0 0.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
日高	8	1	4.3	0 0.0	3 42.9	1 14.3	2 28.6	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
十勝	19	1	5.5	0 0.0	4 22.2	3 16.7	4 22.2	2 11.1	2 11.1	1 5.6	0 0.0	1 5.6	1 5.6	0 0.0	0 0.0
釧路	5	2	7.7	0 0.0	0 0.0	3 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	3 33.3	0 0.0	0 0.0
根室	4	0	5.5	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注)第3表と同じ。

数を占める反面、11名以上で結成された地域ぐるみの法人が9組織も存在する。その数は、「畑作地帯」の5組織、「酪農地帯」や「その他」の2組織を上回る。そのため、こうした結果が生じたのではないかと考えられる。なお、「酪農地帯」は、表にみるように構成員数が「3人」～「6人」となる法人があまねく存在しており、モードが特定できない状況にある。

ところで、こうした農業地帯別の区分を行ってしまうと、所属する地帯の名称と基幹部門が一致しないケースが出現する。たとえば、「畑作地帯」に属する酪農経営や、「酪農地帯」に属する稲作経営がそれである。こうした問題に対処するため、ここでは「稲作付あり」、「乳牛飼養あり」、「肉牛飼養あり」の法人をそれぞれ抽出し、これら3種類の構成員の動向を改めて集計することにした。その結果を第4表の下方に示している。

これによると、「稲作付あり」は「水田地帯」と変わらない状況となっている。1組織当たり構成員が5.7人、モードが「4人」である点は「水田地帯」とまったく同じである。「乳牛飼養あり」も「酪農地帯」とほとんど変わらなかった。1組織当たり構成員数が6.7人とやや多くなっているものの、構成員数「3人」～「6人」の法人があまねく存在している点は「酪農地帯」と同じである。また、「肉牛飼養あり」は構成員数が少なく、1組織当たり構成員数は4.2人に過ぎないことが明らかとなった。

最後に、支庁別の動向をみていこう。まずはじめに、組織数の多い支庁を確認しておきたい。表にみるように、最多は空知の48組織、次いで多いのは上川の39組織、以下、網走の24組織、十勝の19組織の順に多くなっている。前掲第3図で「水田地帯」の組織数が多数を占めることを確認したが、それを裏付けるように空知や上川といった稲作経営が多数を占める支庁が1位と2位を独占している。それに続くのが、網走や十勝といった畑作経営が多数を占める支庁である。なお、支庁別の特徴については、支庁毎の組織数がばらついているため、はっきりと見出すことができなかった。こうした中で、宗谷は1組織当たり構成員数が10.5人と唯一ふた桁台になっており、またモードが「9人」と上層に位置している点で目を引く。これは、地域単位で結成されたTMRセンター機能を有する法人が東宗谷農協管内に複数存在するために生じたものと考えられる。

(4) 「農地受け皿法人」の耕地面積

続いて、「農地受け皿法人」の面積規模をみていこう。耕地面積(=利用面積)を農業地域類型別に示したのが第6表、農業地帯別に示したのが第7表、支庁別に示したのが第8表、所有面積を農業地域類型別に示したのが第9表、農業地帯別に示したのが第10表、支庁別に示したのが第11表となる。

まず、耕地面積の動向を概観しておこう。第6表～第8表の「合計」欄に示しているが、1組織当たり平均耕地面積は113.9ha、構成員1人当たり面積は19.2haとなる。いずれも大規模であるといえる。しかも、これらは相対による借地を含んでいないので、実際の耕地面積はさらに大規模になるといって間違いない。ただし、各法人の面積規模はかなりばらついており、大規模面積の法人が圧倒的多数を占めているというわけではない。階層別

第6表 耕地面積規模別・農業地域類型別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積不明	平均面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合計	183	6	113.9	19.2	20 11.3	17 9.6	31 17.5	31 17.5	30 16.9	19 10.7	12 6.8	17 9.6
都市	18	2	67.8	10.8	2 12.5	2 12.5	6 37.5	1 6.3	2 12.5	2 12.5	1 6.3	0 0.0
平地	65	2	92.5	14.3	12 19.0	6 9.5	10 15.9	11 17.5	10 15.9	6 9.5	5 7.9	3 4.8
中間	54	1	128.7	23.6	4 7.5	5 9.4	6 11.3	9 17.0	12 22.6	3 5.7	5 9.4	9 17.0
山間	46	1	126.2	24.5	2 4.4	4 8.9	9 20.0	10 22.2	6 13.3	8 17.8	1 2.2	5 11.1

注1)各地区でのヒアリング結果を参考にして作成。
 2)「平均面積」は「面積不明」を除いて算出した。
 3)割合は「合計」から「面積不明」を引いた数に対するものである。

第7表 耕地面積規模別・地帯別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積不明	平均面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合計	183	6	113.9	19.2	20 11.3	17 9.6	31 17.5	31 17.5	30 16.9	19 10.7	12 6.8	17 9.6
水田	82	2	78.9	13.7	11 13.8	5 6.3	17 21.3	22 27.5	15 18.8	5 6.3	3 3.8	2 2.5
畑作	38	2	100.5	16.3	3 8.3	5 13.9	7 19.4	4 11.1	6 16.7	6 16.7	4 11.1	1 2.8
酪農	29	0	174.3	28.7	1 3.4	2 6.9	3 10.3	3 10.3	4 13.8	6 20.7	4 13.8	6 20.7
その他	34	2	161.5	27.1	5 15.6	5 15.6	4 12.5	2 6.3	5 15.6	2 6.3	1 3.1	8 25.0
稲作付あり	78	1	76.7	13.5	9 11.7	5 6.5	18 23.4	19 24.7	17 22.1	6 7.8	2 2.6	1 1.3
乳牛 飼養あり	48	2	192.0	28.8	3 6.5	4 8.7	3 6.5	3 6.5	4 8.7	8 17.4	8 17.4	13 28.3
肉牛 飼養あり	5	1	267.9	63.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0

注)表6表と同じ。

第8表 耕地面積規模別・支庁別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積不明	平均面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合計	183	6	113.9	19.2	20 11.3	17 9.6	31 17.5	31 17.5	30 16.9	19 10.7	12 6.8	17 9.6
石狩	9	1	73.9	9.9	0 0.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	2 25.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0
渡島	2	0	167.8	67.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
檜山	5	0	129.4	19.6	1 20.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0
後志	1	0	97.9	12.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
空知	48	1	78.5	13.5	7 14.9	3 6.4	10 21.3	12 25.5	10 21.3	3 6.4	1 2.1	1 2.1
上川	39	1	106.4	17.3	4 10.5	1 2.6	8 21.1	10 26.3	8 21.1	2 5.3	1 2.6	4 10.5
留萌	9	0	92.2	18.0	1 11.1	2 22.2	1 11.1	1 11.1	2 22.2	1 11.1	1 11.1	0 0.0
宗谷	6	0	170.2	16.2	0 0.0	2 33.3	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	2 33.3
網走	24	0	116.8	21.5	2 8.3	3 12.5	4 16.7	3 12.5	5 20.8	4 16.7	1 4.2	2 8.3
胆振	4	0	106.7	29.1	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0
日高	8	1	44.6	10.4	2 28.6	2 28.6	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0
十勝	19	1	190.7	34.7	1 5.6	1 5.6	1 5.6	1 5.6	2 11.1	2 11.1	7 38.9	3 16.7
釧路	5	1	275.1	35.9	1 25.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0
根室	4	0	205.5	37.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0

注)第6表と同じ。

にみると、31組織の「20～50ha」と「50～100ha」が最も多く、次いで30組織の「100～150ha」が多くなっているが、「10～20ha」以下の小規模階層、あるいは「150～200ha」以上の大規模階層に属する組織も決して少なくない。おそらく相対による借地のみを利用しているのであろうが、面積ゼロという法人も5組織存在する。こうした状況にあることから、モードは特定できない状況にある。ちなみに最大は702.2haで、「山間」、「その他」、釧路管内に属する酪農経営がこれに該当する。

次に、農業地域類型別の動向をみていこう。第6表にみるように、1組織当たり面積は、「中間」の128.7ha、「山間」の126.2ha、「平地」の92.5ha、「都市」の67.8haの順に多くなっている。構成員1人当たり面積の順位もこれと変わらない。つまり、「中間」と「山間」の面積規模が大きくなっているのであるが、これは面積規模が大きい大家畜を飼養する法人の多くがこれら2地域に属するために生じたものと考えられる。なお、全体の動向同様、モードは特定できない状況にある。唯一、確認できるのは「都市」の「20～50ha」であるが、この階層に属する法人はわずか6組織を数えるに過ぎない。

続いて、農業地帯別の動向をみていこう。第7表にみるように、1組織当たり面積は、「酪農地帯」の174.3ha、「その他」の161.5ha、「畑作地帯」の100.5ha、「水田地帯」の78.9haの順に多くなっている。構成員1人当たり面積の順位もこれと変わらない。規模階層別にみると、「酪農地帯」には150haを超える大規模法人が多数存在し、「水田地帯」の法人の多くが20ha～150haに属するなどといった特徴を見出すことができるが、やはりここでもモードを特定することはできない。

次に、下方に示した3種類の動向をみていこう。まず「稲作付あり」であるが、この類型は「水田地帯」と同じ状況にある。両者は1組織当たり面積および構成員1人当たり面積がほぼ等しく、20ha～150haに属する法人が多数を占める点でも共通している。

「乳牛飼養あり」も「酪農地帯」と同じ状況にあるが、前者は後者よりも1組織当たり面積が17.7ha多い192.0ha、「250ha以上」が6組織多い13組織となっている。つまり、「乳牛飼養あり」と「酪農地帯」はいずれも大規模面積の法人が多く、大規模階層のシェアが大きい点で共通するが、その傾向は前者により強く表れている。また、1組織当たり面積が267.9haとなる「肉牛飼養あり」も大規模面積の法人が多く、大規模階層のシェアが大きい点でこれら2類型と共通している。要するに、大家畜を飼養する類型は大規模面積のシェアが大きくなる傾向にあるということである。換言すると、概してこの類型に属する法人は、多くの農地を吸収する能力、すなわち「農地受け皿法人」に期待される機能を有しているということである。

続いて、第8表に示した支庁別の動向をみていこう。まず注目したいのは、釧路と根室である。組織数は前者が5組織、後者が4組織と決して多くないが、酪農経営が多数を占めるこれらの2支庁は、いずれも1組織当たり面積が200haを超え、150ha以上の大規模階層のシェアも前者が50%、後者が75%と大きくなっている。これら2支庁同様、150ha以上のシェアが66.7%と大きくなっているのが十勝である。これに該当するのは12組織となるが、実はこのうちの11組織は酪農経営（そのほとんどが酪農メガファーム）であ

る。大家畜を飼養する類型は大規模面積のシェアが大きくなると先に指摘したが、この傾向はこれら3支庁の動向からも実証することができる。

この他、空知と上川についてもコメントしておきたい。周知のとおり、これら2支庁は稲作経営が多数を占める。したがって、「水田地帯」や「稲作付あり」同様、20ha～150haに属する法人のシェアが大きくなるのは当然といえる。しかし、上川は1組織当たり面積が106.4haと大きく、「250ha以上」が4組織も存在しており、この点で空知、「水田地帯」、「稲作付あり」の3類型とは様相が異なる。つまり、これら3類型よりも大規模面積のシェアが大きいのであるが、そのほとんどは大家畜を飼養する法人となっている。「250ha以上」が4組織あると記したが、そのうちの2組織は酪農経営、1組織は肉牛経営である。

(5) 「農地受け皿法人」の所有面積

続いて、所有面積の動向を概観しよう。第9表～第11表の「合計」欄に示しているが、1組織当たり平均所有面積は26.0ha、構成員1人当たり面積は4.4haとなる。前述した耕地面積と比べるといっそう明白になるが、これらの面積はかなり小規模である。つまり、概して「農地受け皿法人」は所有面積規模が小さく、専ら借地を利用して農業経営を行っているということである。これが「農地受け皿法人」の最大の特徴といつてよい。

なお、このように所有面積規模が小さいため、モードは最小階層の「10ha以下」となる。ここには全体の62.1%に相当する110組織が該当するが、そのうちの81組織は所有面積ゼロの法人である。他方で、所有面積の大きい法人がまったくないわけではなく、「250ha以上」の法人も4組織存在する。最大は348.7haで、「平地」、「水田地帯」、上川管内に属する酪農経営がこれに該当する。

次に、農業地域類型別の動向をみていこう。第9表にみるように、1組織当たり面積は、「山間」の41.3ha、「中間」の29.1ha、「平地」の15.1ha、「都市」の8.9haの順に多くなっている。構成員1人当たり面積の順位もこれと変わらない。「山間」と「中間」の規模が大きくなっているが、この動向は、耕地面積同様、大家畜を飼養する法人の多くがこれら2地域に属するために生じたものである。

続いて、農業地帯別の動向をみていこう。第10表にみるように、1組織当たり面積は、「その他」の46.6ha、「畑作地帯」の33.0ha、「酪農地帯」の27.2ha、「水田地帯」の14.1haの順に多くなっている。構成員1人当たり面積の順位もこれと変わらない。乳牛飼養率の高い「酪農地帯」が3位に後退しているが、これは所有面積規模の大きい大家畜を飼養する法人の多くが「酪農地帯」ではなく「その他」または「畑作地帯」に含まれるために生じたものであろう。下方に示した大家畜飼養がある類型の1組織当たり面積をみると、「乳牛飼養あり」は53.1ha、「肉牛飼養あり」は54.5haとなっており、いずれも規模が大きい。つまり、乳牛を飼養する酪農経営の所有面積規模は、決して小さいわけではないということである。

次に、第11表に示した支庁別の動向をみていこう。1組織当たり面積の大きい支庁を列挙すると、1位が55.1haの根室、2位が54.3haの釧路、3位が49.0haの檜山、4位が

第9表 所有面積規模別・農業地域類型別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積不明	平均面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合計	183	6	26.0	4.4	110 62.1	16 9.0	24 13.6	14 7.9	6 3.4	2 1.1	1 0.6	4 2.3
都市	18	2	8.9	1.4	13 81.3	1 6.3	1 6.3	1 6.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
平地	65	2	15.1	2.3	49 77.8	5 7.9	6 9.5	1 1.6	0 0.0	0 0.0	1 1.6	1 1.6
中間	54	1	29.1	5.3	26 49.1	5 9.4	9 17.0	6 11.3	6 11.3	1 1.9	0 0.0	0 0.0
山間	46	1	41.3	8.0	22 48.9	5 11.1	8 17.8	6 13.3	0 0.0	1 2.2	0 0.0	3 6.7

注) 第6表と同じ。

第10表 所有面積規模別・地帯別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積不明	平均面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合計	183	6	26.0	4.4	110 62.1	16 9.0	24 13.6	14 7.9	6 3.4	2 1.1	1 0.6	4 2.3
水田	82	2	14.1	2.5	64 80.0	4 5.0	6 7.5	3 3.8	2 2.5	0 0.0	0 0.0	1 1.3
畑作	38	2	33.0	5.4	10 27.8	9 25.0	9 25.0	6 16.7	1 2.8	0 0.0	0 0.0	1 2.8
酪農	29	0	27.2	4.5	17 58.6	3 10.3	4 13.8	2 6.9	2 6.9	0 0.0	1 3.4	0 0.0
その他	34	2	46.6	7.8	19 59.4	0 0.0	5 15.6	3 9.4	1 3.1	2 6.3	0 0.0	2 6.3
稲作 付あり	78	1	9.1	1.6	61 79.2	5 6.5	7 9.1	3 3.9	0 0.0	1 1.3	0 0.0	0 0.0
乳牛 飼養あり	48	2	53.1	8.0	21 45.7	5 10.9	8 17.4	4 8.7	2 4.3	1 2.2	1 2.2	4 8.7
肉牛 飼養あり	5	1	54.5	13.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

注) 第6表と同じ。

第11表 所有面積規模別・支庁別「農地受け皿法人」数（2008年1月末現在）

単位：上段・組織、下段%

	合計	面積不明	平均面積 (ha)	構成員 1人当 面積(ha)	10ha 以下	10～ 20ha	20～ 50ha	50～ 100ha	100～ 150ha	150～ 200ha	200～ 250ha	250ha 以上
合計	183	6	26.0	4.4	110 62.1	16 9.0	24 13.6	14 7.9	6 3.4	2 1.1	1 0.6	4 2.3
石狩	9	1	14.3	1.9	6 75.0	0 0.0	1 12.5	1 12.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
渡島	2	0	3.2	1.3	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
檜山	5	0	49.0	7.4	3 60.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
後志	1	0	13.6	1.7	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
空知	48	1	12.3	2.1	42 89.4	1 2.1	2 4.3	0 0.0	1 2.1	0 0.0	0 0.0	1 2.1
上川	39	1	40.4	6.6	17 44.7	4 10.5	7 18.4	6 15.8	2 5.3	0 0.0	0 0.0	2 5.3
留萌	9	0	25.1	4.9	6 66.7	0 0.0	1 11.1	2 22.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
宗谷	6	0	18.4	1.8	5 83.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
網走	24	0	25.4	4.7	13 54.2	4 16.7	4 16.7	2 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.2
胆振	4	0	30.8	8.4	2 50.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
日高	8	1	9.6	2.2	5 71.4	0 0.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
十勝	19	1	29.3	5.3	4 22.2	5 27.8	7 38.9	1 5.6	0 0.0	1 5.6	0 0.0	0 0.0
釧路	5	1	54.3	7.1	2 50.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
根室	4	0	55.1	10.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0

注) 第6表と同じ。

40.4haの上川となる。1位と2位は所有面積規模が大きい酪農経営が多数を占める2支庁が独占した。3位と4位は酪農経営が多数を占める支庁ではないが、大規模面積を有する酪農経営が存在するため、1組織当たり面積が大きくなっている。

この他、注目に値するのは「10～20ha」および「20～50ha」の組織数が多い網走と十勝である。中でも十勝はモードが「20～50ha」となり、唯一それが「10ha以下」ではない点で特徴的である。このように畑作を基幹とする2支庁ではある程度農地を所有する法人が散見されるのであるが、これは農地取得が可能な購買力を有する畑作経営が少なからず存在することを示しているのかもしれない。

2. 「農地受け皿法人」の実態

－(株)はまほろの事例－

以下では、「農地受け皿法人」の実態分析を通じて、その特徴と課題を明らかにしておきたい。事例として取り上げたのは網走管内佐呂間町に位置する(株)はまほろである。

(1) 佐呂間町の農業の概況

佐呂間町の農業は酪農と畑作を基幹としている。そもそも本町は畑作主体の農業が展開していたが、1953年、1954年と2年連続大冷害に見舞われ、収益性の高い酪農の導入が検討されるようになった。その後、1956年に新農山漁村振興地域ならびに高度集約酪農地域の指定を受け、さらには1960年に農業構造改善事業を導入し、町有牧野の整備ならびに町有貸付牛制度の確立を果たし、酪農振興をはかっていった。結果として酪農は町内最大の基幹部門に成長し、乳牛飼養農家率は56.3%（2005年センサス）、生乳販売額は農協総販売額81.7億円の45%を占める36.6億円（2008年JAサロマ資料）となっている。

しかし、最近の酪農を取り巻く環境の変化は著しい。第12表に1970年以降の本町の農家数、経営耕地面積、乳牛飼養の動向を示しているが、これによると総農家数は1970年1,037戸→1980年764戸→1990年607戸→2000年366戸→2005年288戸と減少し、2005年における70年対比のその割合は27.7%となっている。これに対し乳牛飼養農家は、混同経営の単作化の影響が加わり、1970年705戸→1980年435戸→1990年303戸→2000年197戸→2005年157戸と減少テンポがやや速く、2005年における70年対比のその割合は総農家のそれを下回る22.3%となった。先に2005年の乳牛飼養農家率が56.3%となることを記したが、70年のそのシェアは第12表にみるように68.0%も占めていた。2005年現在61.3頭を数える1戸あたり飼養頭数は今なお増加傾向にあるが、乳牛飼養頭数は1995年の12,161頭をピークに減少し、2005年現在9,619頭となっている。

一方で畑作の作付状況も変化している。第13表に主要作物の作付面積の推移を示しているが、これによると、もともと作付が少ない豆類と馬鈴薯は大豆を除いて先細り気味である。メインクロープである小麦と甜菜の面積も減少傾向にある。90年代前半の実績と

第12表 佐呂間町における農家数・経営耕地面積・乳牛飼養の推移

単位：戸、ha、%

年次	総農家数	経営耕地面積	1戸当たり面積	乳牛飼養農家数	乳牛飼養農家率	乳牛飼養頭数	1戸当たり頭数
1970	1,037	6,017	5.8	705	68.0	7,028	10.0
1975	869	5,887	6.8	570	65.6	9,129	16.0
1980	764	6,094	8.0	435	56.9	9,865	22.7
1985	691	6,496	9.4	358	51.8	10,721	29.9
1990	607	6,740	11.1	303	53.3	11,563	38.2
1995	459	6,779	14.8	238	53.2	12,161	51.1
2000	366	6,567	17.9	197	56.6	10,982	55.7
2005	288	6,471	22.5	157	56.3	9,619	61.3

注1) 農業センサス各年次版を参考にして作成。

2) 乳牛飼養農家数、同農家率、同頭数、同1戸当たり頭数の2000年以降の数值は販売農家を対象としたもの。

第13表 佐呂間町における主要作物作付面積の推移（1990年以降）

単位：ha

年次	小麦	大豆	小豆	甜菜	馬鈴薯	そば	かぼちゃ
1990	1,380	4	80	884	77		176
1991	1,310	6	31	845	75		190
1992	1,290	13	55	786	89		190
1993	1,220	8	68	779	88		188
1994	1,290	11	81	816	89		170
1995	1,360	32	76	823	80		137
1996	1,300	62	50	806	73		123
1997	1,220	110	41	754	31		122
1998	1,140	110	40	838	40		150
1999	973	82	20	867	30		181
2000	875	87	29	891	37		172
2001	806	86	79	770	39		172
2002	833	78	63	700	43	70	135
2003	809	52	29	745	36	74	130
2004	819	39	31	760	32	101	121
2005	903	34	30	751	33	103	125
2006	946	53	29	726	25	88	125
2007	932			658	24		112

注1) 2006年までは北海道農林水産統計年報（農業統計市町村別編）の数值、2007年は農協営農計画の数值を

それぞれ抽出して表示した。

2) 空欄は資料なし。

2007年の計画を比較してみると、前者はおよそ400ha少ない932ha、後者はおよそ200ha少ない658haとなる。ただし、2001年に農協の麦類乾燥調整貯蔵施設が整備されたことから、以後、小麦は作付面積が回復傾向にある。また、これらの作物に代わって最近作付面積が増加傾向にあるのがそばである。その作付面積は2006年にやや減少したが、ここ数年70～100haで推移している。さらに振興作物として1984年から本格的に作付が開始されたかぼちゃの作付面積も、減少傾向にあるとはいえ年間100ha以上を維持している。

とはいえ、酪農同様、畑作も厳しい経営環境にあることに変わりはない。先に記したように、農家数の減少の著しさは乳牛飼養農家だけに限ったものではない。また、農家数同様、経営耕地面積も減少傾向にある。前掲第12表に経営耕地面積の推移を示しているが、これよるとその面積は1995年の6,779haをピークに減少しており、2005年現在6,471haとなっている。基幹産業である農業を支える農家と農地の減少が本町の大問題となっているのは言うまでもない。

(2) 佐呂間町における農地移動の状況

第14表に2000年以降の佐呂間町における農地移動の動向を示した。これによると、本町の農地移動は賃貸借主体となっている。年によって変動はあるが、移動面積の半数以上が賃貸借であり、全移動面積に占めるその割合は、最も小さい2005年で55.9%、最も多い2006年には88.3%であった。

ただし、表の右半分に示した公社買入・売渡面積をみればわかるように、合理化事業の利用が毎年少なからずあり、したがって賃貸借面積の一部は、公社買入実績、すなわち売買面積を再度計上したものとなっている。要するに、実質的な賃貸借面積は表示した面積よりもやや少なく、売買面積の割合も決して少なくないのが実態である。しかし、㈱はまほろが設立された2008年は、同法人が300ha以上に及ぶ農地を構成員から借入したので、農業経営基盤強化法に係る賃貸借面積が急増しているのは間違いない。

なお、第14表に示したように、合理化事業は2006年度まで長期育成タイプ主体の利用となっていた。中でも2003年から2006年までの4年間はその傾向が強く、公社買入面積のすべてが長期育成タイプであった。その売渡は2010年から本格化するので、それまでに当該農地の購入予定者は十分な資金をストックしておく必要がある。後述するように、㈱はまほろも同年に長期育成タイプを利用して借入している農地を購入する予定となっているので、同じ状況にあるといえる。

続いて、地価について簡単に記しておこう。北海道農業会議がまとめた『田畑売買価格等に関する調査結果』によると、2007年度の10a当たり中畑価格は、佐呂間町佐呂間村が14万円、同若佐村が15万円であった。これらはまだ下げ止まっておらず、両地区とも前年比5,000円のダウンとなった。実勢地価はさらに低く、町農務課によると2007年度における町の平均実勢地価は8万3,710円であった。同年の最高額でさえ13万5,000円に過ぎず、牧草地を含むおおかたの農地が6万から12万円の間で取引されている。尤も条件が良く、それゆえ地価の高い佐呂間別川沿いの畑地の供給はほとんどなく、そのため平均地価が低めに算出されてしまうといった事情は考慮する必要がある。

第14表 佐呂間町における農地移動面積の動向（2000年以降）

年次	単位:ha							
	農地法3条		農業経営基盤強化法		公社買入		公社売渡	
	売買	賃貸借	売買	賃貸借	うち長期育成タイプ	その他	うち長期育成タイプ	その他
2000	1.7	0.0	107.1	252.6	—	73.2	—	45.9
2001	4.5	0.0	200.7	263.5	38.0	55.4	—	127.6
2002	2.5	4.6	148.9	290.3	86.3	25.1	—	65.8
2003	0.0	0.0	82.4	216.8	10.9	—	—	45.7
2004	3.3	0.0	93.3	122.2	34.4	—	—	50.0
2005	6.0	0.0	175.3	317.7	36.4	—	6.3	73.6
2006	6.3	31.5	44.0	349.1	9.7	—	—	23.3
2007					—	60.0	4.8	100.4

注1)「北海道農地年報」(各年次版)及び北海道農業開発公社提供資料を参考にして作成。

2)使用貸借を除いた。

3)農地法3条、農業経営基盤強化法に係る面積は年、公社買入・売渡面積は年次実績となる。

4)空欄は資料なし。

ところで、2007年度から水田・畑作経営所得安定対策が実施されているが、その影響による過去の生産実績のない農地の価格下落が各地で懸念されている。しかし、本町では今のところそのような問題は発生していないようである。とはいえ、小麦や甜菜を生産する混同経営が少なからず存在し、これらの多くが緑ゲタの支払いの少ない農地を飼料畑に転換するとなれば、それに応じて前掲第13表に示した主要作物の作付状況が変化する可能性はある。

それよりも大きな問題であると町および農協職員が指摘しているのは、設定された過去の生産実績の算出期間である。理由は、単収の低かった2006年が算出期間に含まれたため、1戸当たり平均農業収入が対策実施前と比較すると10%程度減ってしまったからである。この点については㈱はまほろの構成員も問題であると指摘していた。

次に、小作料について記しておこう。本町の10a当たり標準小作料は、上畑10,000円、中畑7,000円、下畑5,000円、下の下畑3,000円、採草放牧地2,000円となっている。これらは2002年に設定され、以後改正されていない。ちなみに、下畑はデントコーン作付地、下の下畑は牧草作付地が該当する。実勢小作料もほぼこれらと同額であり、したがって先に記した平均実勢地価は中畑の小作料の20倍弱ということになる。ゆえに購入するメリットは小さくないといえるが、後述する㈱はまほろの事例にみるように、受け手の多くは安定的な収入が得られない限り農地を購入する予定はないのが実態である。

(3) 佐呂間町・JAサロマによる法人支援

本稿では協業法人である㈱はまほろを紹介するが、現実を述べれば佐呂間町にこのような法人が多数存在しているわけではない。2008年現在、本町には農業生産法人数が6組織存在するが、うち複数戸からなる農業生産法人は本稿で紹介する㈱はまほろと2007年に設立された肉牛生産法人の2組織のみである。その他の4法人はいわゆる1戸1法人となる。つまり、個別志向が強く、経営の組織化・法人化が必ずしも進展していないのが本町の特徴ということになる。

しかし、関係機関は法人の育成に熱心でないというわけではない。農業生産法人を効率的な農業経営体、離農跡地の受け皿、農業後継者の実習受入先、離農者の雇用の場として位置づけており、その設立を後押ししている。具体的には、以下にみる支援策を用意し、㈱はまほろに続く農業生産法人の設立に期待を寄せている。

○農業生産法人設立支援事業（佐呂間町）

定款作成に係る費用など、法人設立に要する諸経費を助成。総費用の1/3以内、1法人当たり上限10万円という条件あり。2001年から実施。これまでこの事業を利用したのは㈱はまほろのみ。

○農地集積および取得に伴う費用の助成（佐呂間町）

農地を集積し、それを取得した法人に対する助成。設立後5年以内、集積・取得に係る

費用の 60 %以内、1 法人当たり上限 120 万円という条件あり。2001 年から実施。これまでこの助成事業を利用した法人はないが、㈱はまほろは合理化事業に係る借地を購入する際に利用する予定。

○新設法人に対する助成(JAサロマ)

組合員 3 名以上で農業生産法人を設立した場合、その法人に対し 150 万円助成。2008 年から実施。㈱はまほろの設立が確実となった時点でこの助成事業が設定された。これまでこの事業を利用したのは㈱はまほろのみ。このほか農協は、肥料・資材の大口購入割引、新規担い手に対する融資などを行っている。

(4) 株式会社はまほろの経営展開

1) 法人設立までの経緯

農業生産法人㈱はまほろは、2008 年 1 月、浜佐呂間・幌岩地区の 14 戸の畑作農家によって設立された。それまで地区内には 1977 年に設立された浜幌生産組合があったが、これが発展的に解消し㈱はまほろとなった。当組合は、大型トラクター、小麦用コンバイン、大豆用コンバイン、ビート収穫機、乾燥施設の共同所有・共同利用を行うもので、1979～1980 年には 48 戸の組合員が加入していた。しかし、その後、離農の増加とともに組合員数は減り続け、解散した 2007 年 12 月には 18 戸となっていた。

「生産組合を法人に改組しよう」といった意見が最初に提案されたのは、2001 年である。ちょうど加工原料乳の補給金制度が変わり、乳価の下落が注目されていた時期であったが、この出来事を他人事ではなく、「畑作でも起こり得る」と解釈した地区内の若手農業者が、農産物価格が下落し、収入が減少しても、コストの削減と所得の維持が期待できる協業法人の設立を提案したのである。しかし、この案はいつしか立ち消えとなってしまった。

次に法人の設立が検討されたのは 2006 年である。すでに数年前から、後継者のいない高齢農家の増加、離農の増加、それに伴う過疎化が進行していたのであるが、その影響により地区内唯一の小学校が 2006 年度限りで閉校されることになった。これが引き金となって、地域住民が動き出したのである。その中心人物は、以前から地域の衰退を危惧していた浜幌生産組合に属する 30～40 代の農業者であった。彼らは「集団で地域を活性化しなければこの地区はもたないだろう」と考え、まず自分たちの経営の集団化を計画した。そして、この計画は、浜幌生産組合の協業法人への転換という形で具体化していったのである。

ただし、組合員であった 18 戸のうち、個別経営の継続を希望した大規模農家（耕地面積 45ha）1 戸と高齢・後継者なし農家の 3 戸はこの計画に参画しなかった。コスト削減による所得の向上、農地の受け皿機能の発揮による耕作放棄の防止が期待できる農業生産法人に活路を開くことにしたのは、その他の 14 戸である。こうして 14 戸が参加する畑作協業経営という、網走管内紋別地区において他に例を見ない農業生産法人が設立されたの

である。

2) 法人事業の概況

前述したように、本法人は2008年1月、14戸の農家によって設立された。資本金は915万円、出資者は各農家の経営主で、60才未満の11人が75万円、60才以上の3人が30万円それぞれ出資している。

定款に記された法人が実施する事業内容は以下のとおりである。

- ①農畜産物の生産、加工及び販売
- ②農畜産物の貯蔵、運搬
- ③農畜産物を原材料とする食料品の製造、販売
- ④農作業に必要な資材、機械の輸入及び製造、販売
- ⑤農作業の代行、請負
- ⑥労働者派遣事業
- ⑦飲食店の経営
- ⑧前各号に付帯する一切の事業

これらのうち初年度から実施している事業は、「①農畜産物の生産、加工及び販売」と「⑦飲食店の経営」である。その他の事業は、今後実施予定のもの、または将来実施できるようにひとまず定款に記しておいたものとなる。設立時から実施している事業の概況は下記のとおりである。

○農畜産物の生産

現在、法人が利用する農地はすべて借地で、その面積（台帳記載面積）は551haに及ぶ。これらの借入プロセスについては後述するが、本法人の最大の特徴はこうした大規模面積を活用して畑作経営を行っている点にある。

法人が生産する農産物は、小麦162ha、ビート161ha、そば100ha、大豆72ha、加工用馬鈴薯19ha、かぼちゃ5ha、牧草4haで、これら作付面積の合計は523haとなる。また、これらの生産に要する借地の小作料は10a当たり5,000円が基本で、土地改良実施済み圃場の場合、これに1,000円が上乗せされる。

ところで、作付面積の総計は上記のとおり523haとなっているが、この面積は台帳記載面積551haとは合致しない。このズレは実際に作付を行っている面積と台帳記載面積が異なるために生じたものであるが、収穫後に借入を開始した農地が7.78haあり、これが両者のズレをさらに大きくしてしまっていることに配慮する必要がある。

いずれにせよ、浜佐呂間・幌岩地区の耕地面積の総計は800haとなるが、法人はその70%弱に相当する551haに及ぶ農地を利用している。この数値をみれば、本法人がいかに地区内の農地の有効利用に貢献しているかが理解できよう。

機械および施設は、前身である浜幌生産組合が所有していたものを引き続き利用している。ただし、すべてを引き継いだわけではない。組合が所有していた機械・施設の中から

必要最小限のものを選択し、それらを第三者に査定してもらい法人が購入した。具体的にはトラクター 17 台（190ps 1 台，120ps 2 台，100ps14 台），コンバイン 5 台，ビート収穫機 2 台，ビート播種機（直播）2 台，小麦乾燥施設，そば加工施設，倉庫などがそれに該当する。ちなみに，法人が購入しなかった機械は売却または処分されている。構成員が所有していた機械も原則として売却または処分されており，個人有の機械は除雪機を除きほとんどないという。

○加工及び販売

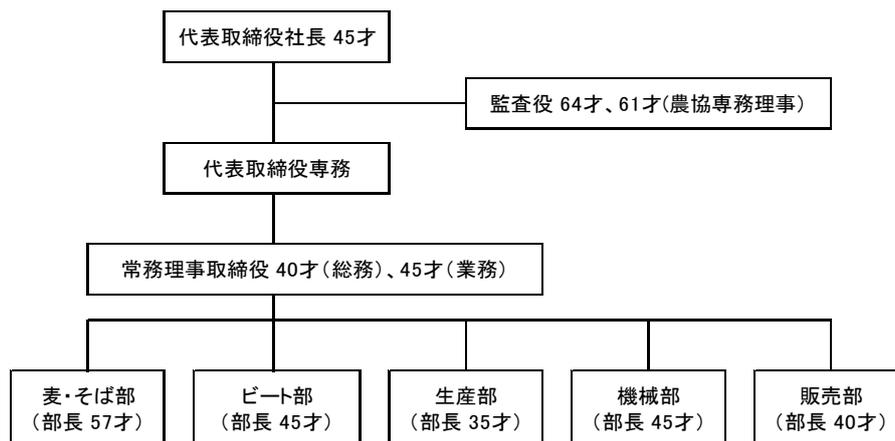
法人が生産するそばの加工および販売を行っている。出荷先はAコープと構成員が以前から取引している札幌および東京の業者である。後述するそば屋でもそば粉を使用するため販売量はわずかに過ぎないが，そばの作付面積の増加を計画しているため，今後，そば粉の生産量は増加するものと予想される。

○飲食店の経営

2008 年 12 月に開店したそば屋の営業を行っている。店舗は集客が期待できる国道 238 号線に接した浜佐呂間市街（法人事務所前）に設置された。名称は「そば処はまほろ」である。原料はすべて法人が生産したものであり，それを十割そばにして提供している。2009 年現在，火曜，木曜，土曜の週 3 日営業となっているが，スタッフの増員が可能であれば営業日も増加する予定であるという。代表取締役は地域に雇用機会を提供としたいと考えており，またすでに地元在住の女性 1 名をそば屋スタッフとして雇用しているので，いずれこの点は実現するものと考えられる。

以上の業務は，第 4 図にみるように 5 部体制で行われている。具体的には，「麦・そば部」が小麦・そばの生産，「ビート部」が甜菜の生産，「生産部」がその他作物の生産，「機械部」が機械導入・整備に関する業務全般，「販売部」が加工・販売と飲食店経営となる。設立当初は 4 部体制であったが，そば屋の開店に伴い「販売部」が新設され 5 部体制となった。

また，これらの業務は原則として 14 名の構成員と 14 名の従業員で行われ，労働力が不足した場合，パートタイマーが導入される。給与は構成員が年間 600 万円，その他は就労に応じた支払いとなる。なお，14 名の従業員は構成員の妻または親であるため，構成員はすべて男性となっている。したがって，男性のみが経営の権限を握っているのであるが，これでは女性の意見が反映されない可能性があるため，この点は改善の余地があると言っ



第4図 株式会社はまほろの機構図（2008年12月現在）

注：ヒアリング結果を参考にして作成。

常勤役員は代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、常務取締役2名で構成され、合計4名となる。非常勤役員は監査役の2名で、うち1名が農協専務理事（兼任）である。幹部役職員は4名の常勤役員と5名の部長であり、これら9名は本法人の設立を推進した主要メンバーでもある。また、57才の麦・そば部長を除く7名は30～40代の若手農業者で、そのうちの5名（機構図に45才と記した1963年生まれの構成員）は小中学生時代の同級生であった。こうした旧知の間柄であったために、彼らは容易に団結することができ、ひいては法人の設立も難なく果たすことができたのではないかと考えられる。

3) 法人の農地借入プロセス

前述したように、本法人が利用する農地はすべて借地である。その借入プロセスを示したのが第15表となる。上段には個人別の借入状況、下段には経路別の借入状況をそれぞれ示している。

まず、上段の個人別の借入状況に注目してみたい。法人への農地貸付者は合計16名で、そのうち14名がアルファベット大文字で示した法人構成員（農地の名義人が親類となるNを含む）、2名が小文字で示した法人構成員以外の者となる。これら进行分类すると、以下のとおりとなる。

第15表 (株)はまほろの農地借入プロセス

				単位: a
	農地貸付者	農地移動プロセス	面積	取得予定年
個人別	A	A→法人	2,809	
		出し手→A→法人	3,442	
	B	B→法人	1,666	
	C	C→法人	1,876	
		出し手→C→法人	275	
	D	D→法人	2,529	
	E	E→法人	3,577	
		出し手→E→法人	833	
	F	F→法人	4,329	
		出し手→F→法人	1,009	
	G	G→法人	810	
		出し手→G→法人	2,718	
	H	H→法人	3,018	
	I	I→法人	245	
		出し手→I→法人	2,819	
	J	J→法人	3,194	
		出し手→J→法人	1,383	
K	K→法人	2,967		
L	L→法人	2,843		
	出し手→L→法人	3,257		
	出し手→公社→L→法人	666	2010年	
M	M→法人	977		
	出し手→M→法人	3,140		
N(構成員親族)	N→法人	2,490		
	出し手→公社→N→法人	1,459	2014年	
a(高齢・後継者なし)	a→法人	778		
b(非農家)	b→法人	6		
経路別	①構成員(親族含)→法人		30,840	
	②出し手→構成員(親族含)→法人		21,366	
	③出し手→公社→構成員(親族含)→法人		2,125	
	④出し手→法人		784	
合計			55,115	

注1) 欄はまほろ提供資料を参考にして作成。
 2) 農地所有者のアルファベット大文字は法人構成員(親族含)を示す。
 3) 法人借入開始年はすべて2008年。

- ①所有地と法人設立前まで借入していた農地を貸す構成員
 8名 (A, C, E, F, G, I, J, M)
- ②所有地, 法人設立前まで借入していた農地, 合理化事業に係る借地を貸す構成員
 1名 (L)
- ③所有地と合理化事業に係る借地を貸す構成員
 1名 (N)
- ④所有地のみ貸す構成員
 4名 (B, D, H, K)
- ⑤法人に直接農地を貸す構成員以外の者
 2名 (a, b)

14名の構成員のうち8名が「①所有地と法人設立前まで借入していた農地を貸す構成員」、4名が「④所有地のみ貸す構成員」に該当する。残った2名は法人設立前まで合理化事業に係る借地があった構成員である。2名とも長期育成タイプを利用し当該農地を購入する予定となっていたが、法人構成員となったことで当該農地の借地人を法人に変更し

た。もちろん、これらの農地は法人が購入することになる。取得予定年次は、Lが借りていた 6.66ha が 2010 年、Nが借りていた 14.59ha が 2014 年である。

なお、今後、法人が取得することが決まっている農地はこれだけで、その他の借地については今のところ購入する予定がない。しかし、将来、その他の借地を取得する予定がないわけではない。代表取締役は、借地の購入に関して、「体力がついた段階、すなわち資金が十分にストックできた段階に達したら検討したい」と語っているので、経営が軌道に乗れば借地の取得は十分に考えられる。

続いて、下段の経路別の借入状況をみていこう。最も多いのは構成員の所有地、すなわち「①構成員（親族含）→法人」の 308.4ha である。これが全体の 56 % を占める。次いで、「②出し手→構成員（親族含）→法人」（＝構成員が法人設立前まで借入していた農地、213.66ha）、「③出し手→公社→構成員（親族含）→法人」（＝合理化事業に係る借地、21.25ha）の順に多くなっている。これらの面積は法人構成員に変動がない限り不変と考えられる。

変動があるとすれば、現在 7.84ha と最も面積の少ない出し手から法人が直接借りるルート、すなわち「④出し手→法人」である。このルートからの借地は高齢・後継者なし農家や離農の増加につれて急増する可能性があるが、すでにその前兆は表れている。先に 2008 年の収穫後、法人が 7.78ha の農地を借入したと記したが、実はこれに合致するのが第 15 表に示した「a（高齢・後継者なし）」からの借地なのである。このような農地を受け入れ続けていけば、法人の経営規模がますます大きくなるのは言うまでもない。今のところ実施の予定はないが、近隣地区からの借地依頼に応じる可能性がないとはいえない。しかし、スタッフの拡充と以下に記した効率の良い作業体系の確立が達成できなければ、その実現は困難な状況にあるのが実態である。

4) 法人の課題

最後に現在法人が抱えている課題を 3 点記しておきたい。

まず第一に、農地の分散である。法人の圃場は大きく分けると 8 団地に分散しており、最も遠い圃場は事務所から 15km 以上離れている。そのため移動に時間を要するのみならず、燃料費も余分にかかってしまうという。つまり、農地の分散がコストの低減を阻んでいるのである。

ヒアリングによると、2008 年度における法人の総収入は約 4 億 4,000 万円、総支出は約 3 億円、当期利益は約 1 億 4,000 万円となる。ただし、農産収入は約 3 億に過ぎず、残りの収入は水田・畑作経営所得安定対策交付金が約 1 億 2,000 万円、担い手経営革新事業助成金が約 1,500 万円、その他が約 500 万円となる。つまり、助成金、交付金、その他収入を除けば、収入と支出はほぼ同額といった状況なのである。

こうした状況からの脱却は、農産物価格の上昇あるいはコスト削減を可能とする経営環境の改善が実現しない限り困難であろう。前者の農産物価格の上昇がなかなか期待できない現実を踏まえると、後者の経営環境の変化が求められることになる。そのうちの一つが

農地分散の解消ということができる。これにより効率の良い作業体系の確立が達成できれば、前述したさらなる経営規模の拡大も実現可能となろう。

第二に、農地の取得についてである。繰り返し述べるように、本法人が利用する農地はすべて借地である。現在、この手法による農地の利用に特段問題はない。しかし、これが持続できるかどうかはわからない。なぜなら仮に所有者がリタイアないし死亡した場合、相続人がこれまでどおり当該農地を法人に賃貸する保証はないからである。安定的な農地利用を実現するには、やはり取得を検討しなければならないであろう。

ただし、先にも記したように、代表取締役は、借地の購入に関して、「体力がついた段階、すなわち資金が十分にストックできた段階に達したら検討したい」と語っている。経営規模が大きい分、農地の取得に係るコストは多額となるので、やはりこれは法人にとって大きな負担となる。この負担を多少なりとも軽減できる諸事業の活用も同時に検討されなければならないだろう。

第三に、後継者の確保である。法人の構成員は、必ずしも自分たちの子供に経営を引き継いでもらいたいとは考えていない。その多くが10代の若年層で、まだ就業を身近に感じていないという事情もあるだろうが、今のところ就農を希望する構成員の子供はいないという。したがって、構成員のほとんどは、浜佐呂間・幌岩地区の農業を担うことに熱意を持った有能な人であれば、将来の法人経営者として迎え入れたいという意向を持っている。その人材は参入者でも構わないとしている。まずは地区内に定住してもらい、そして研修生あるいは従業員となって技術を習得してもらうことを先行させなければならないが、経営の継続に関わる後継者の確保も、法人が抱える大きな課題のひとつとなっているのである。

いずれにせよ、本法人が地域に与えたインパクトは大きい。これまで本町および周辺市町村には複数戸からなる農業生産法人がほとんどなかったが、本法人の取り組みをみて農業生産法人の設立を検討している農業者が少なからずいるという。共同化・組織化の意義、さらには農地の受け皿としての役割の重要性を周囲の農業者に認識させたという点で、本法人は地域農業の振興に大いに貢献しているといえよう。

3. 「農地受け皿法人」の課題と今後の動向

以上、「農地受け皿法人」の全体の動向ならびに㈱はまほろの実態をみてきたが、農地の受け手の減少と出し手の増加といった状況が続く限り、その組織数は今後も増加していくものと考えられる。なお、繰り返し述べるように、「農地受け皿法人」の最大の特徴は、農地をほとんど所有せず、専ら借地を利用している点にある。つまり、利用面積と所有面積が大きく食い違っているのであるが、この食い違いが、今後、一致していくのかどうかはわからない。なぜなら、利用権重視の経営と所有権重視の経営のいずれもがメリットを有しているからである。

利用権を重視すれば、差し当たり農地購入に係るコストを削減することができる。他方

で、所有権を重視すれば、安定した農地の利用が可能になる。借地であれば貸し手がリタイアないし死亡した場合、相続人が当該農地の貸付をやめてしまう可能性があるが、所有地であればそのような問題は発生しない。どちらを選択するかは各法人の経営者が判断することであるが、農産物価格の低下に伴う収入の減少、ならびに燃料費や資材費をはじめとしたコストの上昇に伴う支出の増加がある程度避けられない昨今の状況を踏まえると、当面は多額の支出を要さない利用権重視の経営が主流になるかもしれない。しかし、利用権重視の経営は、貸し手がリタイアないし死亡した場合、相続人が当該農地の貸付をやめてしまう可能性があるため、安定的なものとはいえない。これでは耕作放棄地が増加してしまう可能性がある。

また、「農地受け皿法人」の多くは、前述したように耕作放棄が懸念される地域内の農地の維持に貢献した結果、経営規模の大規模化を果たしている。収益性の高くない農地をやむなく利用しているケースも少なくない。それゆえ、その多くは厳しい経営環境の下におかれており、助成金を取得してかろうじて収益を得ているのが実態である。

つまり、「農地受け皿法人」の経営を存続させるためには、それに対する何らかの助成措置が必要だということである。農地売買等事業、農業生産法人出資育成事業などからなる農地保有合理化事業はその有力な事業のひとつといえよう。北海道農業開発公社が実施するこの事業を通じて、経営規模の拡大ならびに農地の集積を果たした農業者が少なくないのは周知のとおりである。しかし、すべての農地が道公社が実施する事業の対象となるわけではない。市町村や農協が合理化法人を設置してこのような農地を維持していくといった手法もあるが、財政事情の厳しい市町村が少なくなく、さらには面的集積組織の設置が求められようとしている現状を踏まえれば、この手法を選択する市町村や農協が数多く存在するとは考えにくい。

農地集積に関わっては担い手農地集積高度化促進事業が用意されていた。北海道においてもこれを活用した市町村がいくつかあったが、この事業は 2008 年度で終了となった。新技術を導入した経営体に助成される担い手経営革新促進事業も 2009 年度で終了の予定であり、しかも 2009 年度の新規採択はなしとなった。助成金が比較的自由に使える、なおかつ 10a 当たり単価で助成額が決定するこの事業は、概して大規模経営が多い「農地受け皿法人」にとって有利なものといえるが、2010 年度以降、その活用はできなくなってしまった。

こうしてみると、受け手にとって有利な助成措置は年々縮小傾向にあるのが現状といえる。「農地受け皿法人」といった有力な受け手が増加傾向にある北海道の現状を踏まえれば、このような傾向は決して望ましいものとはいえないだろう。求められているのは、担い手経営革新促進事業のように、「農地受け皿法人」をはじめとした受け手が有効かつ柔軟に活用できる事業の再構築であることを最後に指摘しておきたい。

注(1)こうした多様な主体は任意組織となっているケースがかなりあり、したがってその組織数を正確に把握することはできない。

その正確な組織数を掲載した資料や統計も存在しない。つまり、既存資料や統計では多様な主体の全貌が把握できない

のであるが、この点を克服するため、筆者は道内各地を訪問し現況調査を行った。本稿に掲載した多様な主体に関するデータは、この調査を通じて得た情報に基づくものとなる。なお、調査実施期間は2007年9月から2008年1月末までであり、したがって2008年の設置数は同年1月末までの設置数しか表示できなかった。この点を予めお断りしておきたい。